

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(経済産業省29-7-1)

施策名	7-1 製品安全	担当部局名	産業保安グループ製品安全課	政策評価実施予定時期	平成30年8月
施策の概要	製品安全関係4法を着実に実行するとともに、事業者・消費者の製品安全に関する自主的な取組を促進する。			政策体系上の位置付け	7 生活安全
達成すべき目標	製品事故の拡大・再発防止から未然防止にいたるまで、幅広く事故防止が図られる環境を構築する。		目標設定の考え方・根拠	消費生活用製品安全法第1条において「一般消費者の生命又は身体に対する危害防止を図る」と規定されている。	
施策の予算額(執行額) (百万円)	27年度	28年度	29年度	施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	-
	531の内数 (447の内数)	1,434の内数 (652の内数)	466の内数		

【測定指標】

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標(項目)の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
					前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	
1 重大製品事故の報告件数	1,077	24年度	前年度比減	-	892	885	802	-	-	-	-	重大製品事故を減少させることが製品安全行政の主たる目的であるため。
測定指標	目標		目標年度		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
2 製品安全関係4法の執行状況	製品安全関係4法の着実な執行(試買テストの実施、立入検査、報告徴収等)		29年度		製品事故防止を目的とする製品安全関係4法の執行状況を測定指標とすることで、施策の達成状況を確認することができる。試買テストの実施によって、市場に流通する製品の安全性を確認することができる。また、製品安全セミナーの実施によって、製品安全に関する周知・広報を行い、製品安全文化の醸成に繋がる。							

【達成手段一覧】

達成手段	予算額計(執行額) (百万円)			開始 年度	関連する 指標	達成手段の概要等	再掲	平成29年 行政事業 レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度					
1 商取引適正化・製品安全に係る事業	520 (439)	490 (456)	452	平成21年度	2	本事業の主たる事業内容は、製品安全関係法の適切な執行や製品事故の試験方法の見直し、製品安全に関する普及・啓発であり、その目的は、製品重大製品事故の減少である。したがって、重大製品事故の報告件数の減数は、本事業の成果を適切に評価する指標である。	7-2 商取引安全	0405
2 省エネルギー機器の安全性確保に向けた調査事業委託費 (旧:省エネ機器に係る特定製品安全性調査事業費)	30 (22)	28 (27)	26	平成25年度	2	市場で流通している省エネルギー機器を買い上げ技術基準等に違反しているかを試験し、事業者への立ち入り検査を実施の上、適切な違対応を行う。さらに、収集した事故情報や違反事例、昨今の技術革新等を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、技術基準の改正や整合規格化等を実施する。以上の取組を踏まえ、省エネルギー機器の安全性や消費者の省エネルギー機器への信頼性を醸成することで、省エネルギー機器の普及を図り、さらなる省エネルギーを進展させる。	6-2 新エネルギー・省エネルギー	0249
3 ガス事業法の適切な運用	-	-	-	昭和29年度	2	ガス用品について、技術基準を定め、製造及び販売を規制する法律。	-	-
4 電気用品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和36年度	2	電気用品について、技術基準を定め、製造及び販売を規制する法律。	-	-
5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の適切な運用	-	-	-	昭和40年度	2	液化石油ガス器具等について、技術基準を定め、製造及び販売を規制する法律。	-	-
6 消費生活用製品安全法の適切な運用	-	-	-	昭和48年度	2	消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品について、技術基準を定め、製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する措置等を講じる法律。	-	-